

山形県環境教育行動計画 中間見直しの概要

- 1 計画の位置づけ 環境教育等促進法（※1）に基づく行動計画かつ第3次山形県環境計画（※2）の分野別計画
 ※1 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条
 ※2 山形県環境基本条例第10条の規定により、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために知事が定めることとされている環境基本計画
- 2 計画の目的 「環境教育を通じた環境の人づくり」を進めるための計画
- 3 計画の対象期間 平成25年度から32年度まで
- 4 中間見直しの趣旨 本行動計画は、上位計画である第3次山形県環境計画の見直しに合わせて計画全体の見直しを行うと規定しており、上位計画の見直し内容、現行計画の進捗状況、環境教育推進協議会の議論などを踏まえ、今後の施策の展開方向を提示する。

環境教育等の推進のための施策	現状と課題（主な○成果/●課題）	課題を踏まえた施策の主な見直し項目
1 学校、地域等幅広い場における環境教育 (1) 学校における環境教育 (2) 学校の教職員の資質の向上 (3) 家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進 (4) 人材の育成・活用 (5) プログラムの整備 (6) 情報の提供 (7) 各主体の連携 (8) 環境教育の更なる改善に向けた調査研究	○ 平成25年3月に策定した本行動計画を踏まえ、平成26年3月に「山形県環境教育指針」を改定した。 ● 本行動計画の中間見直し等を踏まえ、「山形県環境教育指針」の見直し・検討が必要です。 ○ 新たに環境とエネルギーをテーマとした学習教材「私たちのくらしとエネルギー」を作成し、県内の小学校及び関係機関に配布するとともに、小学校高学年向けの学習プログラムを作成した。 ● 学校での学習プログラムの活用は、指導者の育成や学習時間の確保に課題もあり、活用があまり進んでいない。 ● 地域の自然や文化等地域社会に存在する本県の豊かな環境資産を、環境教育の素材として利活用する取組みが、十分な広がりを見せていない。 ● 県環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員など環境に関する知識を有している人材が、環境教育の担い手となって活動する機会が少ない。 ● 町内会、子ども育成会、放課後子ども教室等において、地域の環境資産について学ぶ機会が少ない。 ○ 学校林や地域の森林の活用とともに森林環境副教材「やまがたの森林」等を活用し、効果的に森林環境教育を実施した。 ● 「やまがた緑環境税の評価・検証」において、豊かな緑を育む意識の醸成を図るため、「幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習などの取り組み」や「木育」の推進が必要との報告がなされた。	◎ 学校における環境教育の推進 本行動計画の中間見直し（平成30年3月）を踏まえた「山形県環境教育指針」の見直し・検討による学校における環境教育の実践の推進 ◎ 地域の資源・人材を活用した環境学習プログラムの整備、活用促進 地域の環境資源や人材を活用し、様々な環境分野に関して、子どもの考える力や行動する意欲を養う、学ぶ機会を提供する環境学習プログラムを作成し、活用を促進 ◎ 「やまがた木育」の推進 「やまがた木育推進方針（仮称）」に基づき、森や自然の恵みに感謝し、自然との共生の文化を理解できる豊かな心を育み、森との絆を深め、暮らしの中に木を活かしていく「やまがた木育」を推進
2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進環境教育並びに協同取組み		
3 拠点機能の拡充	○ 平成25年3月に策定した本行動計画を踏まえ、平成27年3月に県環境科学研究センターの基本方針を改定し、「環境教育拠点」として位置付けた。 ○ 再生可能エネルギー等に関する情報発信、相談機能の充実のため専用窓口を設置した。 ● 県環境科学研究センターの利用に関するアンケート（米沢市及び酒田市の小中学校で調査）では、「利用したことがある」との回答は14.3%にとどまっている。 ● 環境学習プログラムの例の提供や、活用できる学習プログラムの定期的な作成、民間団体との協力・連携体制の構築については、十分に対応しきれていない。	◎ 環境科学研究センターの環境教育拠点機能の発揮 環境NPO等民間団体や環境学習支援団体等県内の様々な主体との連携を強化し、県民の環境保全への意識を高める環境教育拠点としての機能を発揮 ◎ 地域の資源・人材を活用した環境学習プログラムの整備、活用促進（再掲） 地域の環境資源や人材を活用し、様々な環境分野に関して、子どもの考える力や行動する意欲を養う、学ぶ機会を提供する環境学習プログラムを作成し、活用を促進
4 体験の機会の場の認定	○ 太陽光発電や風力発電施設を活用した環境学習の機会を提供する企業・団体を環境学習支援団体として認定し、再生可能エネルギーに関する学習機会を充実した。 ● 県環境学習支援団体事業については、県民に広く周知されていないこともあり、団体の活用が十分に進んでいない。	◎ 県環境学習支援団体現行制度の継続と活用・促進 県環境学習支援団体認定数の増加と周知による活用を促進 ◎ 地域の資源・人材を活用した環境学習プログラムの整備、活用促進（再掲） 地域の環境資源や人材を活用し、様々な環境分野に関して、子どもの考える力や行動する意欲を養う、学ぶ機会を提供する環境学習プログラムを作成し、活用を促進
5 情報の積極的公表		
6 国際的な視点での取組み	● 世界的に広がっているSDGs（※1）、ESD（※2）に関する動きがある一方で、これらを活用した本県の環境教育を充実させる取組みまでには至っていない。 ※1 Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標 ※2 Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育	◎ SDGs、ESDを踏まえた環境教育の推進 SDGsやESDの普及啓発と、SDGsを達成するための取組みやESD授業づくり講座等を活用した環境教育の充実